翻訳

社会経済的変化とソウル市社会連帯経済政策の課題

李 寅載ⁱ,張 宗翼ⁱⁱ,朴 鍾賢ⁱⁱⁱ,金 慧元^{iv}著 朴 永均^v翻訳.山本 耕平^{vi}監訳

はじめに

現在、韓国においては、社会階層間の所得の両極 化や大企業と中小企業との両極化、さらに、都市と 地域の両極化など、多様な両極化現象が深刻化して いる。そればかりか地域共同体の解体現象が深刻な 状況にある。そのなかでは、青年層の働き口が不足 し、社会サービスに対する欲求が増大している。格 差が深刻化するなか、中央政府は、社会的な働き口 を創出する為に、社会的企業や協同組合、さらにマ ウル企業¹⁾ や自活事業等々の社会連帯経済育成策 に取り組んできた。ソウル特別市を始めとする広域 地方政府や地方政府は、多様な社会連帯経済領域の 取り組みを支援してきた。その結果、社会連帯経済 組織の量的な拡大という成果は治めた。ただ、今後、 省庁別、地域別に展開されている独自の事業推進が もたらす限界を克服し、社会連帯経済生態系の育成 を支援する政策が必要となる。

本研究は社会経済的環境変化に応えるソウル市社 会連帯経済政策課題を提示したものである。ソウル 市は社会連帯経済政策を先導的に政策化し, 実現す る代表的な広域単位地方自治団体であり今後必要と なる政策を育てる上で意味を持つと考える。

I. 社会連帯経済の歴史と社会連帯経済10年の 成果

1. 社会連帯経済の歴史

1997年の経済危機以降,韓国政府が行った貧困政 策の核心は1999年8月の国民基礎生活保障法(以後. 「基礎法」) の制定であった。基礎法は「生活が困難 な者に必要な給付を実施し、それらの者の最低生活 を保障し、自活を助けること」を目的とし、世帯の 所得(控除額あり)と金融資産(控除額あり、一定 の乗数をかけて所得として換算する)の合計(所得 認定額)が、保健福祉部が定めた基準を下回る世帯 が対象となる。従来の生活保護法では、勤労能力が ない者が対象となったが、基礎法では勤労能力のあ る者も対象とした。この法の給付の一つである自活 給付は、その勤労能力のある受給者を対象としたも のである。勤労能力のある受給者の自活を支援する 為に地域自活センター(当時, 自活後見機関)が設 けられた。制度化する前の政府は、全国の20地域に モデル事業として自活支援センターを設置し、民間 団体に委託した。当時、自活支援センターの任務は 生産共同体の設立と育成であった。

経済危機以降、既存の生産共同体事業と政府の公 共勤労委託事業が並行して施行されることになった。 生産共同体事業と政府が支援する働き口プログラム

i 韓神大学校ヒューマンサービス学部教授

ii 韓神大学校社会革新経営大学院教授

iii 慶南科学技術大学商経学部教授

iv 韓国教員大学院教育政策専門課程教授

v 立命館大学大学院社会学研究科博士前期課程

vi 立命館大学産業社会学部教授

は、基礎法により自活勤労と自活企業(自活共同体)プログラムへと移行したのである。政府は、大量失業と貧困問題を解決するため、市民団体の連帯と協力を通じて社会サービスと環境分野で、社会的な働き口の創出を試みた。自活事業により、訪問看護やドルボムサービス²⁾、家の修理事業、コンピューター、廃資源再活用事業、飲食物の再活用、食べ物分かち合い³⁾等々の分野が、勤労脆弱階層⁴⁾の働き口として提供された。

自活事業は、一定期間、政府の人件費支援に依存しながら経済的自立を図る自活勤労(①勤労維持型、②社会サービス仕事型、③インターン型、④市場進入型)と、即時に経済的自立を追求する自活企業(自活共同体)に区分されようになった。自活事業は勤労維持型(就労型)自活勤労 - 市場進入型(アップグレード)自活勤労 - 自活企業(自活共同体)という流れによって事業参与者の自活自立を図る。この流れの一番のポイントは勤労を通じた学習効果を強めることである。自活事業は、長年の歴史を持つことによって社会連帯経済領域の拡大など少なくない成果をもたらした。

社会的連帯経済は、脆弱階層を主な対象とする働き口を生み出すとともに、社会問題を革新的に解決する社会サービスを創出し、地域社会の社会経済的生態系を発展させることを目指している。それは、社会の革新的な価値を拡散することを意味するのである。つまり、社会連帯経済は、社会革新家たちの社会経済的な活動を遂行する上での経済組織を包括する言葉である。社会経済的機能を遂行するためには社会的企業家精神を志向する参与者たちの活動と組織化が必要である。先進諸国(スペイン、カナダ、ポルトガル、フランスなど)では、2008年のグローバル経済危機以降に社会連帯経済基本法を制定している。

社会連帯経済論者が追求する社会連帯経済の効果は、第一に、連帯価値の実現である。社会連帯経済の社会的価値実現はトゥレ⁵⁾、ヒャンヤク⁶⁾(郷

約)など韓国の伝統的共同体文化と密接に繋がっている。この連帯経済の実現は、競争を基本とする資本主義市場経済の副作用と対峙し、共に助け合う共同体としての価値を実現する機会となる。

第二に、ヨーロッパの先進諸国では社会連帯経済 育成を通じて雇用創出を図っていることからも、連 帯経済は、主に脆弱階層の働き口を生み出すことを 可能とする。産業構造が改変され、民間市場の就労 先が日々減り続け、政府が新たな働き口を創出する ことに財政上の限界があるなかで、連帯経済は、限 界と向き合う。2009年から2010年の間、ヨーロッパ 15か国の社会連帯経済部従業者率は全体の7.41%と 推定されており、なかでもフランスは12.6%と推定 されている。社会連帯経済の活性化を通じて社会的 脆弱階層と小規模の商工人、若者までが、新たな経 済活動参与者として期待されている。

第三として、社会安全網の拡充に寄与できることである。社会的企業、社会的協同組合の活性化は社会福祉部門での政府予算割合を向上させ、民間資源を活用した社会問題解決が可能となり得る。例えば、現在社会サービス領域での共同育児やドルボムサービスはサービス利用者たちが直接社会連帯経済組織を設立し、サービスを提供する事例が現れている。

2. 韓国の社会連帯経済10年の成果

韓国は、2007年に社会的企業、2011年にマウル企業、2012年に自活企業・協同組合などを省庁別に社会連帯経済支援政策として設けてきた。その結果、多様な社会連帯経済企業の活動がみられる。社会連帯経済企業育成・支援のための法律・制度の改善、モデル事業の実施、社会的認識の拡散などが量的に成長する土台を整えた。政府主導下の社会連帯経済企業が量的に成長しているが、EU諸国に比べ、韓国は社会連帯経済活性化に関してはまだ十分ではない。例えば、2015年を基準として韓国の社会連帯経済企業雇用率は1.4%である。この数値はEU6.5%の22%に過ぎない。

社会連帯経済の発展は第一に, 雇用創出をもたら

した。就業誘発係数をみると、一般法人の電算業は 産出額10億ウォンあたり12.9人であるが、協同組合 は38.2人となっており、協同組合の就業誘発の高さ をみる。また、構成員が全体利益を共有することに よって良質の働き口を創出することが可能となって きた。例えば、タクシー協同組合の勤労日数に比べ て月平均収入が一般タクシー会社より1.7倍となっ ている。

第二に、雇用の安定をもたらすことが可能となる。 民主的意思決定を通じて労使関係及び不公正取引が 改善され、企業の存続率も高値となっており、認証 後3年目となった社会的企業の91.8%が存続し、政 府支援従業後のマウル企業では87%が、登録してか ら3年目となった社会的協同組合においては99.2% が存続している。一方、操業してから3年目となっ た一般企業の企業存続率は38.2%であった。同時に 正規職割合をみると、協同組合では73.2%、社会的 企業では66.1%と高率である。さらに、離職率は、 協同組合では4.7%と低率であった。第三に、経歴 中断女性・退職者などの遊休労働力7)を積極的に 活用している。第四に、所得の両極化を解消し、社 会安全網の強化、共同体復活などに寄与してきた。 脆弱階層の働き口を提供し所得創出の基盤を設けた。 これを通し、階層間の貧富格差を緩和し、保健・文 化など多様な分野で見落とされている福祉課題を解 消し. 新たな福祉需要に対応することが可能となっ てきた。また、地域住民が参加することにより、地 域住民の信頼関係を回復し共同体文化を形成してき た。

2016年を基準とし、非営利性が強い社会的企業・マウル企業・自活企業、協同組合などは、総数14,948か所が運営され、91,100人が雇用されている。また、予備的社会企業を含む社会的企業は、2,821か所運営されており、37,509人が雇用されている。この社会的企業は、脆弱階層の働き口となっているものが69.7%、混合型が10%、社会サービス提供型が6.3%である。

協同組合は、組合員の自発的参加・民主的意思決

定の下で事業を進めており、組合員の雇用安定を図り、その権益向上を目的としている。2016年を基準に総10,640か所の協同組合が運営されており、そこでは、29,861人(推定)が雇用されている。その協同組合の成長を見ると、一般協同組合の成長は鈍化しており、社会的協同組合は持続的に成長していることが確認される。一般協同組合は事業者協同組合が全体の75%を占めており、社会的協同組合は地域問題の解決を目的とするものが全体の40%を占めている。

マウル企業は、地域住民が地域内の人的・物的資源を活用し、利益創出及び地域還元を図り、地域共同体活性化を目指している。2016年を基準に総数で1,446か所を運営し、総数で16,101人を雇用中で、企業数増加率は鈍化しているが、企業当たり平均雇用は増加しつつある。マウル企業は、一般食品・伝統食品など地域農産物加工・販売業種が全体の58.4%(一般食品42.8%、伝統食品15.6%)を占めている。

自活企業においては、基礎受給者及び次上位者が 事業主体となり運営する自活勤労事業が、脆弱階層 の脱需給と社会安全網を強化する役割を果たしてい る。2016年を基準に総1,149か所が運営され、総 7,629人が自活企業事業に参加している。また、韓 国自活センター協会5大標準化事業では、清掃消毒 が20.6%と最も多くなっている。

3. ソウル市社会連帯経済政策の成果

ソウル市は、韓国の社会連帯経済発展の中で、先駆的な役割を果たしている。体系的な社会連帯経済政策を展開した結果、2017年5月時点で、ソウル市社会連帯経済企業は3,702か所となり、2011年当時の718か所に比べ、5倍以上の成長を示した。このソウル市社会連帯経済企業の78%が新生の企業である。量的な成長の背景には、2012年末に制定された協同組合基本法に基づいた2,200か所の新規の協同組合がある。新規に創業された社会連帯経済は、過去3年間に設立されたソウル市新設法人の2.7%に該当している。2015年下半期から協同組合設立傾向

は緩和されたが、現在も毎月30~40か所が新設され つつある。

以下,ソウル市社会連帯経済支援センターの2016年度版⁸⁾から,ソウル市社会連帯経済の到達と課題を考察する。まず,社会連帯経済企業が生み出した革新的な経済的価値であるが,売り上げと雇用の側面で見ると,年間売り上げは約1兆4,600億ウォン,総雇用人数は約17,900人である。過去7年間に創業したソウル市内一般企業体の平均売り上げは36億1,028万ウォンとなっている。これは,社会連帯経済企業の21%の水準に過ぎない。また,社会連帯経済の企業は,一企業あたり9.8人の雇用があり,平均雇用率は93%に至る。(ソウル市社会連帯経済支援センター,2016:30P)。

2014年末のソウル市全体経済規模で社会連帯経済の GDP (Gross Domestic Product:国内総生産)は、ソウル市 GDP の0.4%を占め、地域雇用寄与度も0.4%の割合となる。ソウル市は"持続可能な社会連帯経済生態系造成"というビジョンの下で社会連帯経済割合を2020年までに GDP の1.5%とし、全体雇用の4%に達成することを目標としている。この目標を達成するためには、2015年末までには GDPの0.3%、全体雇用を1.6%としなければならなかった。結果的には売り上げの割合は目標を達成したが、雇用率目標は達成できなかった(ソウル市社会連帯経済支援センター、2016: P. 31)。

社会連帯経済企業は、事業体数の量的増加と共に 企業当たりの平均売り上げと雇用創出面でも著しく 成長している。平均運営率64%を適用した場合、 2012年と2015年の社会連帯経済企業の成果を比較・ 分析してみると、2012年対比で売り上げは112%、 雇用は72%増加した。2015年総売り上げの成長を部 門別にみると(予備)社会的企業が全体の約48%を 占めており、消費者生活協同組合の割合は約24%、 続いて新生の協同組合の割合は約25%となった。自 活企業の売り上げは全体の2%と規模は小さいが、 生計費受給者の自活基盤を作っている(ソウル市社 会連帯経済支援センター、2016: P. 32)。 雇用創出力においても、部門別に(予備)社会的企業が総雇用の46.5%(8,090人)を占めており、企業数が最も多い新生の協同組合が36.4%(7,120人)、歴史が一番長い消費者生活協同組合が8.2%の順になっている。社会的企業の雇用寄与度が高いことは、脆弱階層の労働統合を目的として設立された社会的企業(労働統合型社会的企業(work integration social enterprise:WISE)が多数であり、人件費支援が終了された後でも営業活動を通じて62%以上の雇用率を維持したからである。

2014年度社会的企業の賃金水準は、ソウル市勤労者平均給与(月235万ウォン)の65%の水準となっている。脆弱階層の場合、以前の所得や同業種の営利企業の給与と比べて120%向上した。社会保険加入率でも災害保険を含む4大保険に加入していて、高い勤労条件が見えている(ソウル市社会連帯経済支援センター、2016: P. 33)。

以上のソウル市社会連帯経済の到達をもたらした ソウル市社会連帯経済政策の特性として,次の四点 を指摘できる。

(1) 体系的な中間支援システム構築

ソウル市社会連帯経済総合計画の第一の重点課題は、体系的な社会連帯経済支援インフラを構築することにあり、この課題は適切な水準で達成できていると判断できる。その根拠は、まず、広域のソウル社会連帯経済センターと協同組合支援センターが設立されて創業・経営支援が成立したことにある。次に、基礎単位の16個の自治区社会連帯経済支援センターが設立され活動中であるが、このセンターが、地域特化事業を活性化させたことを指摘できる。最後に、中間地域インフラ⁹⁾ 構築の結果、社会投資基金造成及び運営、地域クラスター空間造成、社会連帯経済アカデミー運営による人材養成、公共購買拡大及び市場を通じた販路拡大などが成立したことがある。

しかし、創業支援ワンストップ総合サービス機能

の拡充課題と社会投資基金による社会的価値創出企業育成課題においては期待されたほど成果を生み出すことができなかった。また、中間支援システム構築と関連した政策課題においては、中間支援システム¹⁰⁾の体系化/専門化、広域と自治区社会連帯経済中間支援組織間の役割分担、官民/民民/官官がバナンスの構築、当事者協議体の役割強化などが課題である。

(2) 成長段階別に合わせた総合支援

社会連帯経済が発展するために必要となる中心的な課題は、社会連帯経済企業の発展と拡散である。 その為には、新生の社会連帯経済企業の育成とともに社会連帯経済企業の規模が重要な課題となる。社会的企業の成長段階別に合わせた政策課題として、社会革新型社会連帯経済企業の育成、社会連帯経済の規模化戦略、多様性に基づいた各部門の成長段階別の課題設定などがある。

(3) 公共部門消費市場の拡大

初期の社会連帯経済企業が定着するための核心となる支援政策は、公共部門消費市場を持続的に提供することであった。そのためソウル市では社会的企業優先購買目標を設け、その目標の達成体系を構築した。特に公共購買活性化のために公共購買支援センターを開設した。ただし、公共購買の手順改善を通じた社会的企業オンラインショッピングモール開設運営など、公共部門の購買拡大のためのマーケティング支援法案が必要となっている。

この公共部門消費市場の拡大は、公共購買政策を執行する過程の改善が必要である。例えば、イ・ヨンソク(2014)は、イギリスでは公共サービス法(社会的価値法)に基づいて公共機関及び自治体での公共調達をする際には、社会的価値を考慮して購買が成り立つと報告しているが、イギリスと韓国の異なるところは、イギリスの場合、社会的価値を定義し、体系化し入札時に加点する点にある。社会的価値を類型化し、自治体法人条例において地方自治

団体の調達における社会責任を明確にすることにより地域社会に大きな変化が生じる。

(4) 地域社会中心な協力的生態系基盤構築

ソウル市における社会連帯経済が発展するために、 社会連帯経済の生態系育成を重要な政策課題とし、 地域社会においては協力的な生態系基盤構築を政策 課題として選定してきた。その第1期計画の成果を 見ると、地域共同体活性化のためのマウル共同体企 業の発掘と育成、マウル共同体企業の中間支援シス テムの構築、協同組合設立支援体系の構築など一定 の成果が確認できた。

しかし、地域財団を設立する為の支援課題は解決されておらず、社会経済的環境変化に合わせた圏域別社会連帯経済生態系の高度化が必要となっている。地域社会の中心的な社会連帯経済生態系育成事業の政策課題として、地域の社会連帯経済企業の発掘及び特性化事業の育成、社会連帯経済企業主体の先導的な役割拡大、社会連帯経済教育及び広報活動強化などがある。

Ⅱ. 社会連帯経済政策公約と政府の活性化方策

ムン・ジェイン政府は、2017年7月に、働き口を 生み出す政策の一貫として、社会連帯経済分の5大 公約を提示した。

1. 社会連帯経済政策公約

ムン・ジェイン政府の社会連帯経済分野 5 大公約 は以下の通りである。

- ①ソーシャルベンチャー,社会的企業,協同組合など社会連帯経済分野で年間10か所以上,5年間で50万か所の「市民経済働き口」を生み出す。この為,社会連帯経済の成長生態系構築及び創業基盤作りに努め、生涯にわたり社会的企業及び協同組合で働くことが可能となる働き口を創出する。
- ②民間主導,官民主導社会革新プロジェクト,さらには,デジタル・バイオ・資源循環型の初期化事

業,市民参加型新再生エナジー(太陽光発電,風力発電,バイオエナジー等のグリーンニューディールの初期化事業を活性化させる。また、ソーシャルベンチャー及び社会革新プロジェクトのための社会的金融市場を作り、市民が参加する市民投資クラブ1,000個を育成する。

- ③官民パートナーシップと協力を通じた社会サービス伝達体系の多様化及び公共調達額の5%以上の「社会責任調達市場」を造成し、社会連帯経済を活性化して社会サービスの品質を革新する。社会的企業と協同組合によって地域の問題(住居、教育、環境、介護、高齢者、文化など)を解決していくコミュニティビジネスを活性化する。そして公共サービス(国公立保育園、放課後教育、ドルボム、訪問看護など)に関する社会連帯経済供給率を30%以上に拡張し、総公共調達額の5%以上を「社会責任調達市場」として造成して公共機関だけではなく、企業の社会責任購買を拡散する。同時に公共資産を活用して市民が所有・運営している住宅協同組合10万戸を供給する。
- ④社会連帯経済特区を含む市民経済親和都市100か所を育成し、生きがいのある地域共同体を作る。この為、社会連帯経済特区を5年間100か所指定・推進し、地域再生新事業クラストを育成し、地域特性に適合した地域再生型モデル、農村活性化型モデルなど類型別社会連帯経済特区を育成する。
- ⑤大統領直属社会連帯経済委員会を設置し,雇用創出,社会サービス拡充,地域共同体開発,両極化解消など複雑な社会問題を解決して協力的・包容的成長の時代を開く。大統領直属社会連帯経済委員会及びチョンワデ¹¹⁾ 担当秘書官制を導入し,省庁別政策統合と造成を強化する。

2. 社会連帯経済活性化法案

2017年10月働き口委員会が発表した社会連帯経済活性化法案の重要な内容は以下の通りである。

(1) 統合支援体系構築

社会連帯経済活性化のための立法課題を推進し, 支援政策の方向確立,省庁を超えたコントロールタ ワーの設置などの支援体系を再整備する。

第一に、社会連帯経済活性化のための法令を制定する。この法案において、社会連帯経済基本法では個別法に分散されている社会連帯経済企業に対する育成・支援事項を総合的に規定する。社会的価値実現基本法では、社会的価値を国家運営の核心原理とし、社会的価値実現のための公共部門の責務を規定する。社会連帯経済企業製品の購買を促進するとともに、販路支援に関する特別法を通じて社会連帯経済企業の販路拡大のために公共部門における社会連帯経済企業製品の購買を促進する。

第二に、社会連帯経済政策コントロールタワーを 打ち建てる。社会連帯経済基本法制定の前に企画財 政部中心の関係省庁協議体を構成し、基本法制定後、 社会連帯経済発展委員会を設置する。これによって 社会連帯経済企業関連省庁間政策の樹立・調整、伝 達体系効率性を高めるための中央・自治体間役割調 整を支援する。

(2) 金融アクセスの向上

公的金融制度改善、民間投資環境改善、規制緩和などを通じた社会連帯経済企業の成長期段階で必要な社会的金融を拡大する。

第一に、公的金融制度を改善する。最初に、信用 保証基金で社会連帯経済支援勘定を新設し、今後5 年の内、最大5,000億ウォンまでの保証供給が可能 となるように税制などで支援する。

信用保証基金・地域信用保証財団の保証支援限度を拡大し、信用保証基金・地域信用保証財団の保証支援適用対象を協同組合・社会的企業からマウル企業・自活企業にまで拡大する。政策資金総額貸出目標の新設など社会連帯経済企業に対する政策資金供給を拡大する。また、社会連帯経済企業の財務的特性を考え「社会的価値指標(17年雇用部)」¹²⁾などを参考にし、社会連帯経済企業対象評価モデルを設

ける。

第二に、投資環境を改善する。社会連帯経済企業 専用投資ファンドを拡大し運用する。雇用労働部が 母体となるファンドを追加造成(100億ウォン+民 間資金) するとともに、社会投資ファンドを新規に 300億ウォン造成する。主目的投資対象を社会連帯 経済企業などに拡大し、社会連帯経済企業が主導す るか、営利企業を社会連帯経済企業に転換するプロ ジェクトにも投資を行う。社会成果連携債権 (Social Impact Bond: SIB) を活用した社会成果補 償事業を拡大する。社会的企業に関するクラウドフ ァンディング投資基盤を作り、 友好的租税環境など 投資活性化のための環境を整える。社会的企業対 象寄付金認定制度を社会的協同組合にも適用させ. 社会的協同組合に関する地方税減免条例の拡大を誘 導する。社会連帯経済企業が国有建物に入居し貸付 料減免, 随意契約の許容, 売却の際長期分納(5年) などの優遇措置を適用する。

第三に、規制緩和などの制度を改善する。信用協同組合の社会的企業などに関する出資を許容する信協法の改正を通じて積極的投資を拡大する。研究用役¹³⁾などを通じて協同組合の外部投資を許容する投資組合員制度導入法案を検討する。

(3) 販路拡大

公共調達原則に社会的価値反映・優先購買制度の 実効性の向上などを通し公共調達を拡大し、民間部 門の販路を開拓する。

第一に, 国家契約法上, 公共調達の際社会責任調達を強化する。落札基準に社会的価値反映原則を新設して総合審査落札制度審査基準(社会的責任)を調整する。

第二に、国家・自治体の社会連帯経済企業製品の優先購買を促進する。社会的企業・社会的協同組合・自活企業・マウル企業の物品・用役入札に対する加点を拡大する。脆弱階層を一定比率(例:30%)以上を雇用した社会的企業・社会的協同組合・自活企業・マウル企業に関する随意契約制度を

新設(5千万ウォン以下)する。

第三に、公企業・準政府機関・地方公企業の経営 評価制度を改変する。社会的企業及び社会的協同組 合などの物品・用役の購買拡大などによって社会連 帯経済活性化を促進する。

第四に、民間の社会連帯経済企業の製品に対する 購買を促進する。社会連帯経済企業のオンライン販 路拡大及びTVホームショッピング・百貨店など既 存の流通チャンネルとの連携を強化し、企業広報、 商品体験・販売などが可能な社会連帯経済博覧会を 開催する。社会連帯経済企業に主要な輸出マーケティング支援対象評価の際、加点付与、及び共同海外 進出事業の際、優遇選定支援を行う。

(4) 人的資源養成体系の強化

社会連帯経済教育の裾野を拡大しながら、地域に 専門的な人材を養成するとともに、青年の創業を促 進することが可能となる基盤を整備する。

第一に、社会連帯経済の教育環境を整備する。 小・中等教育における社会連帯経済の教育機会を拡大し、社会連帯経済を体験することが可能となる学校協同組合を設立・運営することを支援する条件を整備する。高齢者・経歴中断女性などを対象とし、再就業や創業を準備するための職業訓練プログラムに社会連帯経済教育を拡大する。公務員や公共調達担当者を対象とした社会連帯経済教育課程を新設する。

第二に、地域住民が参加する学習システムを構築する。生涯学習都市、幸福学習センター、地域経済教育センター、民間経済教育団体協議会などを活用し、社会連帯経済教育プログラムを拡散する。都市再生など地域活性化事業と連携し、地域基盤の現場支援組織を活用した活動家・住民などを対象とした実務・専門教育を実施する。

第三に,体系的な専門家養成プログラムを構築する。社会連帯経済リーダー・専門家養成のために大学に社会的企業リーダー課程を設ける。さらに,大学の生涯教育体制支援事業を拡大する。地域の大学

において, 先導企業間コンソーシアムを通じて地域 特化産業分野の社会連帯経済企業従事者に合わせた 職業訓練を支援する。教育コンテンツを高度化し, 今ある個別教育機関を再編し, 専門教育機関の運用 など体系的な専門職者養成システムを構築する。

第四に、青年の人材を輸入するために青年インフラを拡充する。ビジネスモデル発掘・事業化を支援する青年社会的企業家の育成事業を拡大し、成長段階別支援体系を差別化する。青年の創業機会を拡大するために「ソーシャルキャンパス温(オン)」を追加造成してメンタリング・ネットワーク支援などコンサルティング機能を強化する。予備社会的企業を対象とした事業開発費支援(最大2年、年限度5千万ウォン)を公益性の強い社会連帯経済企業までに拡大する。アイディアの事業化を考える社会連帯経済予備創業家を先発し、創業アイテム別理論・技術・教育・メンタリング、事業化費用を支援する。

第五に、技術革新及び教育コンテンツ開発投資を拡大する。財政的な支援や大学などとの連携を通し、共同参与型の技術開発を行い、バウチャー型技術開発依頼など社会連帯経済企業に必要な類型別の研究開発(R&D)を支援し、その全段階(企画→技術開発→事業化)に対する企画能力向上のための「企画力量強化教育事業」を選定し、社会連帯経済企業を優遇する。国内外での優秀教育課程ベンチマーキング及び学界との協業によって社会連帯経済企業を含む大学創業教育コンテンツ制作・普及する。

Ⅲ. 社会連帯経済政策の課題

1. 社会連帯経済政策環境変化と政策課題

ソウル市は、当面した構造的な社会経済問題を、 社会連帯経済政策を通して解決する法案を模索し ている。第一に、構造的失業及び両極化に関しては 社会経済企業の育成を通じて質の高い働き口の創出 をおこない、青年層の失業と経歴中断女性などの構 造的失業に対応する。この為には、労働者協同組合 や革新型社会的企業を通じて質の高い雇用を創出す ることが必要である。

第二に、脆弱階層を対象とする労働統合型働き口の創出が必要である。障害者・移住女性¹⁴⁾・ホームレス・家出少年・基礎生活受給者などの自活を可能にし、働き口を生み出す課題として、経済的弱者の自助的努力だけではなく、社会的支援つまり、公共的努力が結合しなければならない。

第三に、良質の関係型社会サービスの構築を試みる。高齢化と女性の社会参加の進展によるドルボムなど社会サービスに対する需要が急増し、その需要を家族単位で解決することが難しくなっている。この為、社会連帯経済組織、サービス受益者たちが参加する育児協同組合、社会サービス提供型社会的企業、社会的協同組合などの役割が大きく増加している。

第四に、社会連帯経済の活性化を通した地域社会の復活を期待している。地域社会の環境保全や住民同士の関係つまり、共同体性の復活、そして立ち遅れた地域の再生問題や住宅/住居の開発問題はソウル市でも大きい問題として登場しているが、このような問題に関しては社会連帯経済組織戦略が役に立つ可能性が高い。例えば、ジェントリフィケーション(Gentrification)による共同体性の弱化がもたらす問題を、住宅協同組合やコミュニティ増進型社会的企業や社会的協同組合が街づくり活動などをおこない、その解決の努力をおこなっている。

韓国では、社会連帯経済が追求する融合的かつ複合的な価値を志向することが、時代的な流れである。国家と公共の領域である第1セクターと、民間市場領域である第2セクター、民間市民社会領域である第3セクターに加え、1、2、3セクターの特性を融合したハイブリッド組織としての第4セクターを通じた社会的価値と経済的価値を同時に追求する活動に注目している。利潤追求を組織のミッションとする第2セクターにおいては、営利企業の社会的責任(CSR)活動は選択ではなく必須として認識されている。従って領域別、省庁別に成り立っている社会連帯経済組織の育成を乗り越え、社会連帯経済生

態系の造成を促進することによって社会連帯経済組織活動と事業の共同協力,多様な融合的かつ複合的な活動を活性化しようとする政策が必要な視点となる。それに関連して要求される主要な政策ミッションを4つの部門で整理できる。

第一に、社会連帯経済を部門別に育成し統合調整 する役割が必要である。社会連帯経済の育成と関連 し、中央政府レベルでは、協同組合は企画税政部、 社会的企業は雇用労働部、社会サービス機関と自活 企業は保健福祉部,マウル企業は行政自治部と,そ れぞれに部門別育成政策がある。また、同時にソウ ル市, 京畿道(キョンギド) 忠南(チュンナン) な ど各地方政府レベルの社会連帯経済組織に関する支 援も拡大する傾向がある。その結果、地域別、領域 別に事業が重複し、支援と育成においても現場での 混乱が表れている。さらに、中央政府レベルでの統 合調整役割の必要性が持続的に示され、社会連帯経 済振興が各中央省庁, 地方政府レベルの個別政策間 の調整を超えて中央政府の強力な統合調整及び企画 がスムーズになっている。中央レベルでの強力な調 整機能は、省庁間協力と地方政府との調律業務のた めにも必要である。既にソウル市、仁川(インチョ ン) 市, 京畿道(キョンギド)などの広域行政単位 や一部基礎自治体では、社会連帯経済の担当組織を 設置し、地域別のミッションを活かした社会連帯経 済企業の活性化が期待されている。

第二に、高度化された社会連帯経済生態系を育成することが要求される。社会連帯経済生態系とは、社会連帯経済組織を中心に多様な利害当事者がネットワークを育て、すべての事業可能空間で革新的価値複合体を生産するために多様な利害関係者たちが共存できる循環関係を形成する体系である。そこでの核心的な課題は社会的金融体系構築と社会的金融基金育成などの金融資本生態系を育成することにある。同時に、教育訓練資源などの人的資本の育成や、社会連帯経済間のネットワークや社会連帯経済特区指定などの政治社会的資本を育成することが、その課題の核心となる。また、社会経済生態系の重要な

政策には、青年の社会連帯経済への就業や創業特別 支援なども含まれる。

金融資本生態系を育成する中心的な課題には、社会的金融関連制度の整備、社会的金融機関の育成及び整備、さらに社会的金融基金の設置がある。また、金融資本生態系には、共同体金融と協同金融(Cooperation Finance)の2つを育てる課題がある。協同金融とは、志を同じくする人々が協同に資本を集め、その人々の利益と協同組織の発展のために使うものである。

金融資本生態系は、中央レベルと地域レベル、双 方で育成しなければならない。特に社会連帯経済金 融基盤の設置や調整のために中央基金と連携する地 方レベルの社会的金融基金の創設が可能となるよう に制度的な根拠を設けなければならない。金融生態 系をはじめとする社会連帯経済生態系の活性化は、 新生社会連帯経済企業を超えて社会的企業を適切な 規模にする重要な成長基盤としての役割を果たす可 能性が高い。

第三に、官民協治及び官官協力の拡大が必要である。社会連帯経済の核心には、連帯と協力が存在する。社会連帯経済育成及び支援は社会連帯経済特性に符合して模範的な官民協治と官官協力基礎下で成り立つべきであり、現在地方政府レベルまでの連合政治、協治の実験が設けられているが、その意味でソウル市社会連帯経済は代表的な官民協治の事例である。

この課題との関わりでは、今まで蓄積してきた各領域別の事業を運営する省庁の専門性を、官民協治や官官協力にどのように反映するかを検討しなければならない。この為、中央政府レベルと地域単位の支援組織構築においては、中央レベルの圏域別の支援組織の設置及び運営以外に専門領域別特化組織と自治体レベルの自律組織運営を許可する法案が必要である。

第四に、社会的革新活動が強化されなければならない。社会連帯経済の本質は、脆弱階層に関する奉 仕ではなく社会的革新であり、伝統的な方法では解 決できない社会問題を解決する革新的な手段である ことを改めて強調しなければならないと考える。社 会問題解決を施行するソーシャルベンチャー育成が 重要な政策的課題となるのである。

ここでは、社会経済活動を育成し働き口を創り出すことと、社会サービス提供を超えた技術集約的な政策を持つ新たな社会連帯経済の育成が必要となる。技術集約的社会連帯経済とは、エナジー節約、環境保護などに関する専門知識を持って緑色革新(ECO INNOVATION)と関連した新たなサービスと製品を供給したり、AIDS、マラリアのような伝染病の予防治療と関連したサービスを提供することを意味する。その実例には、ワクチン技術開発や上下水道処理システム導入、健康診断システム導入、インターネット基盤教育システム導入、再生エナジー拡散などがある。

2. ソウル市社会連帯経済政策の主要11課題について

今後予測される社会連帯経済環境変化を基盤とするソウル市社会連帯経済発展のために, 3つの重点領域と11個の戦略課題を提起する。

3つの重点領域は「社会連帯経済企業の力量の強化及び適切規模化」「ミッション中心社会連帯経済生態系造成」「官民協治と社会連帯経済支援の基盤構築」である。

各領域別課題としては、第一に、社会連帯経済企業の力量強化及び規模化領域の課題とし、戦略分野別に社会連帯経済企業の力量強化及び規模化の方法、地域共有資産と社会的金融組織を活用した社会連帯経済発展の方法、社会的フランチャイズモデル、ミッション別ネットワークを通じた社会連帯経済企業の育成法案を提示した。第二に、ミッション中心の社会連帯経済生態系造成領域の課題として社会的金融生態系造成、社会連帯経済教育・経営・補助金支援次号生態系の改善、社会連帯経済先導企業中心創業生態系育成、第4次産業革命、青年、社会問題解決基盤の社会連帯経済生態系育成を主要課題として

選定した。第三に、官民協治と社会連帯経済支援の 基盤を構築する課題としては、公共・官民・市民が 参与し、社会連帯経済支援の基盤を持続させる方法、 さらに、社会連帯経済組織の海外進出を通じた国際 協力の強化課題を提示した。

(1) 社会連帯経済企業の力量強化及び適切な規模 化について

①戦略分野別の社会連帯経済企業の力量強化及び適 切な規模化について

今まで、社会的企業は雇用労働部、協同組合は企画財政部、マウル企業は行政安全部、自活企業は保健福祉部と、社会連帯経済政策及び支援システムが中央政府によって制度的に分断化されてきたが、これを社会問題の解決を目的としたミッション中心のものに転換させる必要がある。もちろん、ソウル市社会連帯経済に関する支援システムも分断されている傾向が強い。この為、戦略的分野での社会連帯経済の組織間共同事業の合併を促進する支援プログラムを持続的に強化する必要がある。特にミッション中心別に社会連帯経済組織間の連携性を高め、戦略事業団(仮称)が教育・金融・経営支援プログラムの資源を中心的な戦略分野に与える連携性を高め、戦略事業分野別にソウル市担当係と社会連帯経済組織間の連携性を高める努力が必要である。

また、該当する自治区で深刻になっている社会問題を解決する事業として、社会連帯経済特区事業がある。この事業には、社会連帯経済の主体的力量が高いものから官民の支援や努力により展開されるものがある。社会連帯経済特区事業を高める為の社会経済間の力量を引き上げ、発展させる為の試行錯誤が重要である。

さらに、戦略分野での社会連帯経済組織間の共同 事業・合併などを促進する支援プログラムを持続的 に強化し、とくにミッション中心別に社会連帯経済 組織間の連携性を高める必要がある。さらに、核心 となる分野に教育や金融、経営支援プログラムを提 供するとともに、ソウル市の担当部署との連携や社 会連帯経済組織間の連携を高める。

また、学校協同組合推進企画団、医療協同組合連合会、(私)共同育児と共同体教育(共同育児協同組合連合会)などの推進とともに、高齢者ドルボムサービス革新協同組合推進企画団(連合会)の推進を行う必要がある。今後広域自治体が社会サービス公団を設置し、老人ドルボム分野でも公共の役割を高めるために社会連帯経済セクターの対応戦略を作る必要がある。特に、在宅長期療養サービス事業者は零細規模であるため、適切な規模の在宅療養サービス事業者協同組合や高齢者ドルボム社会的協同組合組織を設立することや、医療福祉社会的協同組合が在宅サービス事業に積極的に進出するなどの対案が必要である。

②地域共有資産と社会的金融組織を活用した社会連 帯経済発展方案

地域資産化は、社会連帯経済と関連し、大きく3 つの流れがある。第一に、これは、比較的豊かな人による地域の再編であるジェントリフィケーション(旧都心部が賑わうことによって家賃が上がり、もともとの住民が追い出される現象)に対する対案としての性格である。ジェントリフィケーションの過程で生じた利益は地主が独占し、定着価値をあげた人たちは、むしろ追い出された。しかし、地域資産化¹⁵⁾がそれを防ぐ可能性がある。たとえば、ホンデ(弘大)エリア・マッポ(麻浦)区・ソンス(聖水洞)エリアなどでの住民たちと社会連帯経済主体たちの努力は地域を活性化した。

第二に、地域資産化は、市民と経済主体たちが仕事と活動を共にすることを可能とする集積的な共有空間としての「クラスター」を提供する。そのことによって社会連帯経済生態系に新たな創意と協力を与えることが可能となる。

第三に,地域資産化は,社会連帯経済組織が地域 住民とともに都市再生をより持続可能とし,生体親 和的な方向に導く重要な手段として注目を集めてい る。社会連帯経済の発展とともに政府補助金 (grants) から脱皮し、マウル共同体の「基金」や「地域共同体財団 (community foundations)」などを通じて地域の自立的な力量を形成し共同体を作る努力もその一環である。

この三つの側面は、相互排他的ではなく相互補完的である。例えば、小学校敷地を教育庁が社会経済組織に100年賃貸し、様々な主体が参与し建物を建て、その後、半分は保育・療養・マウル企業・革新型企業などの社会連帯経済組織が使用し、残りは商業空間として使えるようにして建設費用を充当することを計画することにより、この三つの側面をすべて充足できる。ここから、政策提案を三つに整理した。

公共敷地の民間経営と民間主導型共同資産化拡大

官民協議体には、2012年にソウル市社会連帯経済 支援予算の30%までを空間資産造成費に転換する考 えがあった。しかし、それは不可能であり、自治区 の共同団地造成費以上の転換はできなかった。その 背景には、国際基礎自治体のなかで、社会連帯経済 の量と質で最も進んでいるマッポ区が直面したジェ ントリフィケーションの悪影響がある。そこでは、 商業地を含む土地の不動産値が高騰したのである。 この為、今後、空間資産を造成する為には、社会投 資資金を拡大し、民間主導型の協同化団地造成を支 援することを可能とする法が必要である。

中長期的には、公共資産の価値が下落する時期を活用し、社会連帯経済組織が「遊休公共資産共同体信託」を作り、空間資産運用と資産収益の社会的目的事業への再投資できる法的装置を開発する必要がある。共同体資産信託が現実化された場合、最も重要な課題として共同体資産信託を実質的に運営する主体が、中間組織を育成することも重要な課題である。

社会住宅供給者支援及び社会賃貸人の育成を通じた 地域資産化の内実化

この為には,第一に,社会住宅供給者育成のため

のパッケージ型支援策を設ける必要があり、第二に、 長期的に社会賃貸人の財政的独立を目標とした公的 支援体系を樹立する必要がある。

協力的金融を基礎とする地域資産化の土台強化

事業プロジェクト別に関連仲介機関と協力し、資金を共同で提供する方法を活用することが求められる。

この為には、ひとつには、地域住民及び社会連帯 経済金融機関の協力に基づきマウル基金を持つ必要 がある。さらに光発電所の建立や協同組合住宅の建 設時に試された共同貸し出し方式を活用することが 求められる。

③社会的フランチャイズモデル、ミッション別ネットワークを通じた社会連帯経済企業育成法案

成長段階の社会的企業の現場では事業開発費と専門的な人材が必要となっている。また、業種専門性を持つピアメンタリングの欲求も大きいと観測された。成長期の場合には、販路拡大・新事業開発・事業の規模拡大・市場競争力の確保・費用節減などの理由でネットワークの強化の必要性が確認された。特に政府財政支援が集結された社会的企業の場合には、ネットワークは社会的価値を持続的に維持し発展させる手段となる。製造業の場合には設備投資に、社会サービス業の場合にはサービス開発とブラント構築などに比較的に大きい規模の資金が必要となる。この為、成長期にある社会連帯経済企業を対象とし、業種別・地域別のネットワーク育成を支援する法案が設けられなければならない。

また、社会的企業の成長モデルと同一モデルをネットワーク化し、社会的フランチャイズモデルとして成長させる必要がある。特に、社会サービスを提供する社会連帯経済企業の適正規模化を行う方法として、その成功モデルを作りだすことが重要な課題である。

社会的フランチャイズモデルを通じた社会連帯経済 規模化

社会問題の解決を目指した問題解決型の社会経済特区事業の規模と参与組織の拡大を検討する必要がある。社会連帯経済特区事業として成長したソンドン区ソーシャルファッション生態系構築¹⁶⁾、クァンジン区老人ドルボムサービスクラスター¹⁷⁾、ソンブク区都市再生モデル構築事業¹⁸⁾ などをモデル事業とし、他の地域にこうした事業を拡散するとともに既存の社会連帯経済特区の場合には、参与組織の拡大を通し社会連帯経済組織を育成することが必要である。

事業業種別、ミッション別ネットワーク育成課題

既に組織されている学校協同組合, 市民発展協同 組合, 公正貿易などにおいては, 社会連帯経済特区 事業を発展的に拡大推進することが必要であり、今 後. 官官協力を強化し事業の成果を高める必要があ る。例えば保育と高齢者のドルボム課題は、ソウル 市社会福祉関連省庁と協力し社会連帯経済企業規模 化戦略を構想することにより政策の実効性を高める ことが可能となる。社会的フランチャイジングは, 社会連帯経済規模化戦略の核心議題であるが、依然 として成功事例を見つけることが難しい。この為. 成長期の社会サービス提供型社会連帯経済企業の社 会的フランチャイズモデルを開発しなければならな い。5大戦略業種と特化事業を支援するために、ソ ウル社会連帯経済支援センターでは、特化事業発展 戦略事業団を設置し政策的支援を強化することが必 要となる。例えば社会的フランチャイジング事業が 2期にわたり政策課題に選定されることにより、事 業支援戦略組織としての役割を遂行することとなる。

(2) ミッション中心社会連帯経済生態系造成について

4社会的金融生態系育成

社会的金融生態系は、社会的目的を達成するため に資金を必要とする資金需要者(社会連帯経済事業 体),社会連帯経済に資金を提供する資金共有者(社会的投資者),資金需要者と資金供給者の間で両方の必要を充足させる仲介機関(社会的金融仲介機関),社会連帯経済主体たちの活動を支援する友好的環境(社会的金融インフラ)などで構成されている。その社会的金融生態系の育成課題は次のとおりである。

協力的社会的金融生態系造成

社会連帯経済事業体と社会的投資者の間では,目 的別の連携及び社会的金融仲介機関を通した協業が 必要である。

例えば、財務的成果が高く営利資本の投資が可能な商業型社会連帯経済事業体と、財務的成果とともに社会的影響が強い革新型革新事業体の資金重要は、一次的にインパクト投資仲介機関及びクラウドファンディングプラットホームが担当することが好ましい。しかし、大規模設備資金は、卸売り型社会的金融機関を中心としたさまざまな社会的金融仲介機関が共同して担当することが好ましい。ただ、公益性及び相互性とともに高い持続可能型・委託型社会連帯経済事業体の資金需要は、基本的に中間支援組織型・自助基金基盤・地域基盤社会的金融仲介機関が担当することが好ましい。これとともに、マウル企業金融生態系、協同組合金融生態系、自助基金支援体系の確立も重要な政策課題となる。

社会的金融仲介機関の事業革新強化及び協業促進

社会連帯経済事業体の満足度を高める為には、審査基準の変化及び事業の革新が必要である。社会的金融仲介機関が、社会連帯経済事業体の審査過程において、社会的価値よりは財務性と経済的価値を立証するように要求する慣行があるが、これを改善するためには社会連帯経済事業体投融資の審査基準を変える必要がある。このためには社会的金融仲介機関の審査慣行に大きな影響を及ぼしている社会投資基金に損失があってはならないという原則が変化しなければならない。

革新社会的投資者が増えることが必要であるが、 その為には、市民や営利投資者に蔓延した高い投資 危険による負担を減らすことが重要である。この為、 公共部門および慈善部門が、損失の危険を優先的に 負担する触媒資本¹⁹⁾を提供する必要がある。

社会的金融仲介機関を伝統的な金融機関と差別化させる核心は、資金提供段階以降でも コンサルティング・資源連携などを通じて社会連帯経済事業体の全般的な事業力量を高める関与型協業モデルにある。社会的金融生態系の発展のためには、さらにこの特性を強化し促進する政策的支援が必要である。社会金融仲介機関を伝統的な金融機関と左折かさせる核心的な課題は、資金提供を行う段階でも、コンサルティング・資金連携を通した社会連帯経済事業体の力量を高めることにある。その為、今後、社会的金融生態系の発展のために、この特性を促進強化する政策的な支援が必要である。

社会的金融仲介機関の自制力を高めるための体系的 な支援

社会的金融が発達した先進国の場合,共通して確認されるのは、政府などの公共部門が大規模基金を造成し、この基金の核心機能を社会的金融仲介機関育成に置いた点である。アメリカ財務省が運営中である CDFI ファンドの場合は地域開発金融機関(CDFI) と呼ばれる仲介機関が、平均200万ドルの支援金を提供しており、イギリスの BSC は社会的金融仲介機関に持ち分投資を拡大することにより、各機関の自己資本を拡充し投融資基盤を成長させた。ソウル市の場合でもこれと似たような社会的金融仲介機関に支援金や持ち分投資を提供するとによってこれらの機関の自己資本を拡充させる必要がある。

今後、社会連帯経済の領域がさらに拡張され、社会連帯経済事業体の数が増える場合、社会的金融に対する需要が大きくなるだろう。このような需要に耐えるためには、社会的金融の拡張が不可欠である。それには、既存の社会的金融機関の規模を拡大する方法と、新しい機関を育成する方法を同時に進める

必要がある。

⑤社会連帯経済教育・経営・補助金支援事業生態系 改善

ソウル市社会連帯経済企業支援政策は創業中心の 直接的補助金支援ではなく、社会連帯経済生態系を 育成する方向として構築されており、これによって 人材開発のための教育支援とビジネスサービスを提 供する経営支援を強化させた。補助金支援事業にお いて一段階アップグレードされる革新が必要であり、 その方向は、また成長期社会的企業の社会連帯経済 生態系を育成することである。このような点から成 長期社会的企業が社会的価値を拡大させる方向に補 助金事業を高める必要がある。

経営支援事業

経営支援関連の公共的な役割は実際に経営サービスを提供することではなく、経営サービスを良く伝達できるように支援することである。このためには3つの役割を強化する必要がある。

第一に、コンサルティング供給者に対する情報提供を強化しなければならない。受診希望企業の選択を手伝うコンサルティング機関に関する情報提供を個別民間機関に委ねるならば個別民間機関は自分たちが提供する経営支援サービスを過度に勧誘し、情報歪曲の問題が発生する可能性がある。

第二に、コンサルティングを受けようとする企業に関する診断サービスの強化が必要である。コンサルティングを受けようとする企業が自身の問題を把握できない場合、診断とコンサルティングを一つの機関が行うならば、過剰なサービスが提供されたり、その機関が提供できるサービスのみを提供することが危惧される。これを防ぐためには、診断は公的な責任においておこなう第三の機関が提供すべきである。

第三に、コンサルティングサービスがまともに伝 達されたかに関するモニタリングを強化する必要が ある。スジン企業は自身がまともなサービスを受け たかを分からないかもしれないためである。このコンサルティングとの関わりで、社会的企業振興の経営支援事業とソウル市経営事業が連携し取り組まれることと、コンサルティングと他の支援政策が連携したものとなることが求められる。

人材開発事業

人材開発事業から教育訓練プログラムを便利に検索できるようになったアカデミープラットホーム事業があるが、これは、今後もさらに発展する必要がある。現在オンラインプラットホームを支援するプログラムが一緒に提供されているが、このプログラムは公益的価値を十分にもつものである。長期的な課題として、人材開発領域における公共の役割は、教育訓練に関するコンサルティングと情報提供、マッチングとモニタリング体系を構築することを指摘できる。そして評価される民間の専門機関が成長し、実際の教育訓練プログラムを提供できるように供給者を育成することが必要である。

人件費支援事業

ソウル市人件費支援事業は、社会連帯経済企業が 持つミッションを明確に遂行できるように支援する 方向に構想され設計する必要がある。例えば、労働 統合型社会連帯経済企業の重要なミッションは、脆 弱階層を労働市場に統合させることにある。その労 働統合は重要な社会的価値を持つものである。

このことから、脆弱階層を採用し持続的に雇用を 提供し、他の企業から良い働き口を得られるように 支援することを可能とする社会連帯経済企業の活用 を支援するソウル市労働統合補助金事業を提案する。 具体的には、脆弱階層を採用する場合、最大3年間 人件費を支援し、徐々に支援額を減少するようにし、 支援終了後に雇用調整のショックを緩和することが 求められる。これは、現行の雇用労働部の働き口創 出事業の支援と類似しているが、雇用労働部の支援 が、一企業あたり最大5年に限定されているが、ソ ウル市労働統合補助金は企業の支援期間の制限がな いように設計することが妥当である。

事業開発費支援事業

現行の事業開発費支援は他の事業と連携されていないためシナジーを発揮できないという限界がある。ソウル市コンサルティング事業対象選定は、社会連帯経済組織支援政策(事業開発費支援事業、革新型、働き口創出事業、初期主体発掘)及びソウル市予備社会的企業指定政策と連携・選定してコンサルティングすることを原則としており、事業開発費支援などの審査からコンサルティング事業からの提案が含まれた場合加点を与えるようにしているため、このような連携の原則をもっと具体化する制度を設ける必要がある。現行事業の開発支援は、他の事業と連携されておらずシナジー効果が発揮されていない。

⑥社会連帯経済先導企業中心創業生態系育成

イタリアやケベックとは異なり、韓国では協同組合総連盟による新設の協同組合がビジネスを発展させるための支援システムが不在である。この為、先導する社会的企業のノーハウを共有し、新設社会連帯経済企業を支援する支援法案を設ける必要がある。

まず、類型別に協同組合のビジネス成長を促進す る支援体系を造成する必要がある。そして協同組合 の設立促進に必要な支援力量及び支援組織形態と. 成長促進に必要な力量及び支援組織形態はお互いに 異なる点を認識する必要がある。前者は一般的な知 識と力量が必要であり、後者は該当する業種に特化 され専門化された知識と力量が要求される。また設 立支援組織形態は基礎教育及び法律相談などを担当 するために官主導に容易に形成されるが、 ビジネス 成長支援のための組織形態は専門性と柔軟性が要求 される民間組織形態が最も頼もしい。協同組合のビ ジネスを類型別に促進する為には、協同組合の設立 と成長に必要な支援力量及び支援形態は異なる点を 認識し、支援体制を作る必要がある。設立に必要な 支援力量は、一般的な知識と力量であり、成長に関 するそれは、それぞれの業種に特化された専門知識

と力量が必要である。また,設立支援は,官主導の法 律相談や基礎教育で十分であるが,成長支援の為に は,専門性と柔軟性もった民間組織形態が望まれる。

つまり、現行の地域別協同組合の設立支援センターや中間支援組織が中心となっている分野別の専門家による協同組合リーダーが、公共部門と協力し相互に学習連携し、ネットワークを構築し、類型別協同組合スケールアッププロジェクトチームになる必要がある。関連した政策課題には、先導的な社会的企業の連携型創業生態系を造成する法案や、自営業者の働き口の質の向上、青年の働き口創出の為のチェーン型商人の協同組合の戦略型育成、フリーランサー協同組合の適正規模化、タクシー運転手協同組合、代理運転手協同組合などの戦略的な育成がある。

⑦第4次産業革命,青年問題,社会問題を解決する 社会連帯経済生態系の育成

情報通信技術 (Information & Communications Technologies, 以下 ICT) の急速な発展とともに我々 の社会の産業と経済基盤も大きな変化を迎えている。 第4次産業革命の波及力は産業と日常生活に影響を 及ぼすことになるとみられる。特に第4次産業革命 の本質的な特徴の中には社会連帯経済が根本を置い ている社会的欲求の解決と協力、融合的かつ複合的 な接近と脈絡を共にする技術的な要素やプラットホ ームの性格のインフラが第3次産業革命の時代と差 別化された要素として協調されている。第4次産業 革命と社会連帯経済の本質から共通する要素を発見 できた点では第4次産業革命が社会連帯経済の追求 する未来に寄与できる点で新しい機会でもある。社 会連帯経済を構成している各主体である社会連帯経 済組織と社会連帯経済の需要階層、そしてインフラ 構築に置いての第4次産業革命に対応するための法 案の模索が必要である。特に第4次産業革命の本質 的な特徴には、社会連帯経済が根本をおいている社 会的欲求の解決と協力、融合的かつ複合的な技術へ の接近、プラットホームとしてのインフラ等が第3 次産業革命の時代と差別化されている。第4次産業

革命が社会連帯経済の追究する未来に寄与できる機会となるならば新しい機会となる。この為、社会連帯経済を構成している各主体である社会連帯経済組織と社会連帯経済の各階層さらにインフラが、第4次産業革命に対応することが可能となる法律を模索することが必要である。

青年中心技術革新型基盤社会連帯経済生態系造成

新しい社会問題を解決する為には、第4次産業革命の技術革新を社会問題解決に応用する事業促進が必要である。この為には、ICTの発展に基盤した市場、企業、民間非営利機関など多様な供給主体の社会サービス提供及び管理能力強化が必須条件となる。ICTの発展は市場、企業、民間非営利機関などとともに多様な供給主体たちの社会サービス伝達能力と管理能力の強化を可能とする。特に青年が主導する社会問題解決型の技術革新を目的とする社会連帯経済組織の育成課題として革新的な社会連帯経済創業活動生態系の造成を推進しなければならない。

社会問題解決基盤社会連帯経済生態系育成

社会問題の解決を目指す社会連帯経済の育成は、ソウル市教育省やソウル市50+財団²⁰⁾ などのソウル市公共機関と連携し進める必要がある。現在、行われている事例には、勤労者情緒心理サービスがある。これは、ソウル市福祉財団と連携し行っているものであり、中小企業支援政策の一環である。それは、感情労働者である社会福祉館や老人療養院・障害者在宅サービス等に従事する人材の多くが感情労働者であるが、その労働者のバーンアウトが増加していることから行われている労働者のケアを行うものである。

現在,消防士や苦情相談を担当する公務員,さらに他の社会福祉分野で働く者に精神疾患や自殺等の深刻な課題が生じており、その解決を目指す政策が必要となっている。

(3) 官民協治と社会連帯経済支援インフラ構築に ついて

⑧官民協治強化と社会経済的支援機関再構築方案

韓国での社会連帯経済療育を始めとする福祉. 働き口創出など多様な分野から公共の目的のため の活動を政府と民間が協力して解決する協治 (Collaborative Governance) の概念が広く速やか に拡散されている。ソウル市がこのような新しい 試みにおいて先駆者とも言える。ソウル市社会連 帯経済領域での官民協力はヨーロッパとアメリカ から発展してきた官民パートナーシップ(welfare partnership) の延長戦にあることと評価でき、これ からもさらに発展させる必要がある。韓国では、政 府と民間が協力して社会的な課題を解決する協治 (Collaborative Governance)の概念が広まっている。 これは、社会連帯経済領域を始めとする福祉や働き 口などの多様な公共目的の活動から広まったもの である。この新しい試みにおいてもソウル市が先駆 者と言える。ソウル市社会連帯経済領域での官民 協力は、ヨーロッパとアメリカから発展してきた福 祉官民パートナーシップ (welfare public-private partnership)の延長線上にある。

官民協治強化方案

官民パートナーシップの参加者たちが、行政の原理と市民社会の原理、官民パートナーシップの原理と実際などに関する理解度を高めるための教育プログラムを設けて参加者たちの力量を育てることに寄与する必要がある。また事業計画及び予算運営と関連した共同樹立・共同執行・共同責任の目標指標を設定して評価するシステムを構築し、目標達成の阻害要因を把握し管理する必要もある。また、その結果にも共同で責任をもつことができる評価システムを構築し、目標達成の阻害要因を把握し管理する必要がある。

中間支援機関再構築方案

行政代行業務と設立支援業務などと成長支援業務

及び企画業務を区分し、後者の場合民間の専門性を 最大に活用し柔軟に対応できるパートナーシップ方 式の支援システムを構築し、そのシステムを強化す る。例えば、社会的金融、公共調達、専門人材養成、 類型別・業種別ビジネスモデル開発、スケールアッ ップ (規模大きくする)、協業化、コンソーシアム、 連合会設立支援などの業務は民間の役割を大きく活 用し、民間が公共財的業務を遂行することに関する ソウル市及び中央政府の支援システムを構築する必 要がある。同時に非営利民間団体、民間財団など多 様な民間支援組織が行政及び公式中間組織とパート ナーシップを通じて活動を拡大できる支援を提供す る必要があり、ウィキソウル²¹⁾、ソウル革新パーク プロジェクト 22 . 青年革新プロジェクト 23 など多 様な市民参与プロジェクトを持続的に拡大する必要 がある。

その為には、民間の役割が大きい社会的金融、公共調達、専門的な人材の養成、類型別・業種別のビジネスモデルの開発やスケールアップ、協業化や連合会支援などが公共財的なものとなることを可能とするために、ソウル市及び中央政府の支援システムを構築することが必要である。また、同時に、非営利民間団体、民間財団などの多様な民間支援組織が、行政や公的な中間組織とパートナーシップを組み活動を拡大することが可能となる支援が必要となる。このことが、ウィキソウル、ソウル革新パークプロジェクト、青年革新プロジェクトなど多様な市民参与プロジェクトの持続的な拡大を可能とする。

⑨公共民間・市民の参与に基づいた持続可能な資金 造成インフラ構築

社会的金融生態系の活性化と関連して最も重要なことの一つは社会連帯経済分野でもっとも多い可用資金が流入できるように大規模資金を造成することである。社会的投資者・卸売り型仲介機関・社会的金融インフラを中心に資金造成の政策課題がある。この社会的金融生態系の活性化と関連し、最も重要なことは、社会連帯経済分野で必要な場合すぐに活

用できる大規模の資金を設けることである。それを 可能とする為に、社会的投資者や卸売り型の仲介機 関さらに社会的金融インフラを中心として、この資 金を造成することが政策課題となる。

この為, 第一に, 社会投資基金の触媒資本機能強 化と卸売り型社会的金融機関としての位相を定立す る必要がある。社会的金融仲介機関や社会的投資者 の代わりにこのような損失に耐え、彼らが受けた損 失に対する補償を提供することによって社会的金融 仲介機関の活動を持続させ追加的な資金流入を導く ことが触媒資本の核心機能である。ソウル市社会投 資基金が持続可能な資金造成のためのインフラを構 築する過程で核心的な役割を担うためには、先進国 がそうであるように触媒資本を提供する方向で事業 方式を変える必要がある。そしてソウル市社会投資 基金の位相は、「基金の基金」よりは「卸売り型社会 的金融仲介機関」として新たに定立することが望ま しい。大規模の資金を造成し、これを効果的に配分 することだけに焦点を当てると「基金の基金」とい う位相にも意味はある。しかしここに企画と調整. そしてネットワークの役割が追加的に付与される場 合, 社会投資基金は卸売り型社会的金融仲介機関と して社会的金融の生態系を革新的に造成するよりは 積極的な役割を担当することができる。損失を受け た企業者に、受けた損失に対する補償を提供し、社 会的金融機関の活動を持続させることを可能とする 追加的な資金流入が触媒資本の核心的な機能である が、ソウル市社会投資基金が先進国のように持続可 能なものとなるためには、この触媒資本を提供する 方向で変える必要がある。

ソウル市社会的投資基金の位相は「基金の基金」, つまり、大規模の資金を設け、その基金を効果的に 配分することに焦点をあてたものであるが、それよ りは、大規模の資金を作り、そこに企画と調整、さ らにネットワークの役割を与える「卸売り型社会的 金融仲介機関」として新たに設けられることが望ま しい。その時、社会投資資金社会的金融の生体系を 革新的に造成し積極的な役割を担うことになる。

第二に、保証機能強化を通じた持続可能な資金造 成インフラを構築する。社会連帯経済分野として民 間資金の流入が低い最も大きい理由は投資基金度が 高いからである。社会的金融仲介機関などに関する 支援金や持ち分投資を提供するだけでは民間資金供 給者の投資リスクを直接的に減らすことはできない。 従って、民間の資金供給を増やすためには、民間資 金供給者に触媒資本のもう一つの役割である保障 (guarantee) を提供することによる持続可能な資金 造成インフラを確保することが必要となる。社会的 金融分野で保証が活性化されると、社会連帯経済事 業体を対象とした投融資事業を展開している社会的 金融仲介機関たちの損失負担が大きく減り. 民間資 金供給者に融資を提供している社会投資基金の損失 を負担しなければならないという圧力を弱めること が予測できる。これにより、低い収益性と高い危険 性が予測され、貸出が事実上不可能であった委託型 や福祉型のような領域においても社会連帯経済事業 体の融資を拡大することができる。

第三に、社会的価値評価システムの確保を通じた 持続可能な資金造成インフラ構築が要求される。ソウル型社会的価値評価システム構築のためのタスク・フォースを結成し、今まで個別的・独自的に行われた多様な試みを総合的に反映する社会的価値評価システム標準案を作り、社会投資基金及び現場社会連帯経済金融機関たちの事業に活用する必要がある。

第四に,市民の参与拡大と社会的銀行の設立が必要となる。社会的金融が活性化され資金造成が持続性を見せるためには,政府や民間財団の触媒資本提供や金融圏のインパクト投資も重要だが,究極的には一般市民に呼びかけ市民の資金が提供できるようになる必要がある。

第五に、法律や制度の改善を通じた持続可能な資金造成インプラを構築する。社会連帯経済分野の資金造成のためには大規模基金造成のような金融監督及び関連法規の革新を通じた法律制度のインフラの改善が必要である。

⑩社会連帯経済販路拡大と社会責任調達方案

社会連帯経済企業の売り出しが発生する市場は大きく民間市場と公共市場に区分でき、民間市場は、社会連帯経済企業間の取引を意味する相互取引市場と純粋民間市場に区分できる。現段階では三つの市場が、全部等しく発展する必要があるが政策的努力が集中される領域は公共市場であり、民間市場は社会連帯経済企業自らの努力を倍加させる必要がある。

販路支援事業

既存の販路支援事業モデルの内、効果が生じていない方法に対し再検討が必要である。

第一に、消費者を集めることができる売り場の開設を可能とするため税制面での支援を行うべきであるう。その支援を行うことにより、特定製品群に特化した市場を作り、その製品群を生産する社会連帯経済企業の製品をその売り場に展示することが有用な方法である。

第二に, 購買者が集まる所に売り場を開設することに財政支援の方向を集中すべきである。既存の購買顧客が集まる百貨店, 大型マートなどで社会連帯経済企業流通チャンネルを開くショップ・イン・ショップ模型が必要であり, 消費者が多様な製品を目に入れることを期待して集まる所に社会連帯経済製品を一緒に並べる方式を積極的に推進しなければならない。

第三に、流通チャンネルの拡大に対応して市場攻略のためのベンダー企業の育成を推進しなければならない。ベンダー企業とは流通チャンネルで商品を供給する役割を基本としながら製造社の品質を改善するとともに、新たな商品需要を発掘し、企画する役割まで遂行する会社を意味する。現在、ソウル協同組合協議会が、生協ショップ・イン・ショップで社会連帯経済製品を受け入れ、流通ベンダーの役割を担っている。多様な流通チャンネルを拡大することにより、対象市場を分析し、適切な製品を供給することが可能となるのである。今後、社会連帯経済製品の特性と長点を理解し、既存の流通チャンネル

の属性を把握する社会連帯経済専門のベンダー企業 が登場する必要がある。

社会責任調達

次に、社会責任調達であるが、第一に、公共購買公示を実施することが必要である。この実施に伴い、契約関連職員や機関長の教育を行い社会責任調達の認識を深めることができる。特に実績が低い公共機関や関連省庁に関しては、目標達成の為のコンサルティングを重点的に提供すべきである。

第二に、社会責任調達を支援する専門社会連帯経済流通企業の育成を推進しなければならない。また事業成果に連動して補助金が増える方向に財政インセンティブを設計し、流通企業の積極的な努力を導く必要がある。また購買機関と販売機関が購買連携サービスに関する一部費用を負担する方式を漸進的に導入すべきである。このために、購買機関と販売機関が購買連携サービスに関する一部の費用を負担する方式を導入するとともに、事業成果に連動し、補助金が増える財政インセンティブを設計する必要がある。それが、流通企業の積極的な努力を導くことになる。

第三に、公共購買公示制の定着を加速化するためには、公共機関購買者の社会連帯経済製品購買の便利性を高める必要がある。そのために現在活用されているハムケヌリモール²⁴⁾を拡充して発展させる必要がある。

第四に、公共購買拡大のための情報 DB を整備する必要がある。公共購買公示制を施行することにおいて社会連帯経済企業の公共機関の公共購買に関する詳細な現状を把握できるような情報が必要であるが、現在提供されている情報の質が高くないため、需要機関の欲求を把握するに困難が生じている。このため、公共機関の購買情報の正確さと分類体系を改善する必要がある。

①社会連帯経済組織海外進出を通じた国際協力強化 ソウル市の社会経済的価値モデルをアジア国家に

拡散することを目指した海外進出を積極的に推進す る。社会サービス海外進出 R&D を通じて新しい社 会的危機を克服するために必要な主要社会サービス プログラムを国家と市場の長点と結合させ、設計・ 運用する韓国の社会サービス事業模型を中心にアジ ア圏諸国と社会サービス国際協力ネットワーク構築 と韓国社会サービスプログラム及び社会サービス企 業の海外進出方策を模索する。社会サービス成功事 例の海外進出は韓国社会サービス市場の拡大を誘導 し韓国経済成長にも寄与すると予測される。たとえ ば、韓国で検証された東洋人に適合した検査道具と 治療プログラムなど社会サービスプログラムをアジ ア市場に輸出する方策を積極的に模索することが必 要である。他に、青年ベンチャー型社会連帯経済育 成を通じたアジア公的開発院調査業(ODA)を活用 した社会サービスの海外進出も可能である。社会サ ービス産業の海外進出と同時にアジア国家観光客を 対象に社会サービス観光商品の開発も必要である。

三つの海外進出方策を提示する。ソウル市で展開する社会連帯経済企業の価値やモデルをアジアに拡散させることが重要な課題であり、社会サービス海外進出 R&D(Research & Development)を通し、新たな社会的なリスクを克服する為に求められる社会サービスプログラムを提起する。アジア諸国との社会サービス国際協力ネットワークを構築し、韓国の社会サービス市場と人材が海外進出する方法を模索することが、韓国経済の成長にも寄与することとなる。

海外進出企業 CSR を通じた社会連帯経済企業海外 進出

中国やベトナムなど東アジア国家に進出する韓国企業は、現地で様々な形態の社会貢献活動を行っている。例えば中国では外国企業の社会貢献活動を特に強調し、中国駐在韓国大使館では韓国型社会貢献プラットホームを活性化する課題を優先順位の上位に置いている。

中国の企業社会貢献と民間団体活動事例を見ると

ネスレ(雀巢)の場合,2012年10月全国女性連合会と全国老齢事業委員会の指導下において六つの都市で(北京,上海,广州,长沙,成都,南京)「高齢者のための健康事業(心系老年-健康工程)」という行事を実施している。ここでは、高齢者の心血管健康普及と教育を中心に健康的な食事と生活方法を提示した。1年間、中国の家庭に100冊の健康教育の本を配送し、1,000万の高齢者家庭に普及する目標を樹立した。

KOICA (Korea International Cooperation Agency) / ODA (Official Development Assistance) 方式を通じた社会連帯経済企業海外進出

ODA 方式を海外、特に東南アジア圏国家に適用 することが、有力な社会連帯経済企業の海外進出及 び拡散を推進する方法である。韓国 ODA を主管す る KOICA を通じて更に効果的な海外進出を模索す ることが社会サービス提供型社会連帯経済企業の有 力事例となる。例えば、現在 KOICA を通じて行わ れている多様な社会福祉的または社会サービス的事 業をさらに明瞭化し、韓国が経験した福祉死角地帯 の解消のための官民協力型事業を伝播し拡散するこ とが可能である。教育や保険として分類された ODA 事業のうち、社会サービスまたは社会福祉的 事業が多く含まれている。このため、これに対する 総合的な分析が必要である。ODA 事業の特徴から、 独特な事業を標準化して社会サービス ODA をカテ ゴリー化して広めることを考慮できる。また KOICA の東南アジア全体的な ODA 戦略によって社 会サービス及び社会福祉的事業を維持し、拡張する 方策も考慮対象となる。

KOICA を通じた社会連帯経済企業海外進出

実質的な意味で海外進出は企業型ビジネスモデルであり社会サービスが開発され該当する国家に進入することを意味するため、海外進出の規制や手続きに従って進行しなければならない。韓国の社会連帯経済政策の目標の一つは、社会連帯経済市場の活性

化であるため、社会連帯経済企業の海外進出を一種の社会連帯経済輸出レベルで論議する必要がある。 2016年の時点で依然として輸出方式よりは ODA や CSRを通じた海外進出の可能性が高いと理解される。 しかし究極的には、社会連帯経済の輸出のために海 外組織である KOICA を活用する必要がある。企業 型ビジネス模型として社会連帯経済が開発され該当 国家に進入することを意味するため、海外輸出の規 制と手続きに従って進行しなければならない。

Ⅲ.終わりに:ソウル市社会連帯経済政策を 通じた新しい未来の模索

本研究では社会連帯経済の歴史と10年間の課題を検討し、政府の社会連帯経済活性化に関する方法を調べた。急速に変化する社会連帯経済の環境変化を基盤にソウル市社会連帯経済政策を三つの重点領域と11個の戦略課題として提示した。ソウル市社会連帯経済政策重点領域は、「社会連帯経済企業力量強化及び規模化」「ミッション中心社会連帯経済生態系造成」「官民協治と社会連帯経済支援インフラ構築」の3大領域として設定できる。

各領域別課題として,第一に,社会連帯経済企業 力量強化及び規模化領域の課題に戦略分野社会連帯 経済企業の力量強化及び規模化の方策,地域共有資 産と社会的金融組織を活用した社会連帯経済発展の 方策,社会的フランチャイズモデル,ミッション別 ネットワークを通じた社会連帯経済企業育成の方策 を提示した。

第二に、ミッション中心の社会連帯経済生態系造成の課題として、「社会的金融生態系の育成」「社会連帯経済教育・経営・補助金支援事業生態系改善」「社会連帯経済先導企業中心の創業生態系育成」「第4次産業革命、青年、社会問題解決基盤の社会連帯経済生態系育成」を主要課題として選定した。第三に、「官民協治と社会連帯経済支援参与に基盤した持続可能な資金造成インフラ構築」「社会連帯経済組済販路拡大と社会責任調達方策」「社会連帯経済組

織海外進出を通じた国際協力強化課題」を提示した。

ソウル市が社会連帯経済政策を通じて解決しようとする社会経済的問題は構造的な失業, 貧富の両極化, 経済的排除層の増加, 高齢者の貧困・社会的に孤立した高齢者, 育児・ドルボムの社会的需要の増加, 立ち遅れた地域の再生問題, 環境・エナジー問題, 教育問題, 村の解体傾向など多様な領域と分野の問題である。提示された社会経済的問題はソウル市だけではなく韓国全体が直面する問題でもある。ソウル市の先導的な問題解決努力が適切な成果を生み出し, 類似した社会問題に直面している他の都市にも拡散できることを期待する。

注

- 1) 地域共同体の活性化のために作られた村単位の 企業
- 2) 子育て・介護サービス
- 3) 食べ物分かち合いとは、脆弱階層にお弁当配達 や食べ物を提供することを意味する。
- 4) 脆弱階層とは、自分に必要な社会サービスを市場 価格で購入することが困難な層である。具体的に は、世帯所得が全国世帯平均所得の60%以下の世 帯、高齢者、障害者、性売買被害者、長期失業者、ホームレス等をさす。
- 5) 韓国の伝統的共同体であり、農村社会の相互協力、監察を目的として組織された村落の単位。
- 6) 朝鮮時代の地方自治規約である。主に儒教主義 の道徳を強調した規約である。
- 7) 失業状態となっている人力
- 8) ソウル市社会連帯経済支援センター (2016) 『2011-2015ソウル市社会連帯経済活性化政策 5 年 成果及び今後の課題』
- 9) ソウル市と現場の社会連帯経済企業が連携する 基礎自治体である「区」単位のインフラを意味す る。例えば、ソウル市ヨンドンポ区社会連帯経済 支援センターなど。
- 10) 中間地域インフラと同義
- 11) 大統領官邸
- 12) 2017年2017年7月雇用労働府発表、社会的価値 指標(SVI: Social Value Index) は社会的企業な

ど社会的価値を追求する組織が創出する社会的成果を測定する指標として、14個の詳細測定指標(計量11個+非計量3個)として構成されている。今までの企業の成果は主に売り上げ、営業利益などの経済的成果を中心に測定されたが、今回の社会的価値指標は社会的価値志向性、地域社会との協力、参加的意思決定などを目的として測定するように開発した。この指標を通じて企業が創出する社会的価値の程度を把握し、今後補完、発展する方向性を提示することと社会的価値を創出した優秀企業に投資、財政支援などの連携をすることによって社会的価値を拡散する計画である。

- 13) 物質的財貨の生産以外の生産や消費に必要な労務. 一般的には奉仕活動(サービス)を意味する。
- 14) 国際結婚で韓国に来た女性,女性移住労働者, 中国の朝鮮族のような同胞の滞在者,性売買の目 的で入国した人など,外国出身の全ての女性を指 す。
- 15) 地域資産化とは、公共機関や市民が建物の持ち 主となってジェントリフィケーションを予防しよ うとすることである。いわば、都市部での不動産 トラスト運動といえる。
- 16) ソウル市ソンドン区ソーシャルファッション特区とは、縫製作業の環境が劣悪である地域を複合希望空間として再創造するために作られた場所を意味する。「縫製」という韓国伝統の産業に新たな変化と革新を招くために地域と大学、社会的経済組織などが共に協力し合い、ソーシャルファッション生態系を構築した。
- 17) クァンジン区老人ドルボムサービスクラスターとは、クァンジン区のサービス受給者を対象に、サービスに対する高齢者の基本的な世話(老人ドルボム)ニーズを確認し、必要なサービスを段階的に導入する戦略によって企画された。
- 18) ソンブク区都市再生モデル構築作業とは、ソンブク区内の老朽化し、脆弱階層や多文化家庭の多い地域に対して、インフラの改善と同時に地域共同体を維持しスラム化を防ぐために作られた事業である。住居管理・駐車場管理・児童及び老人ドルボムサービスなどを総合的に提供し、地域住民の雇用を創出できるように住民が参加する協同組合型地域管理会社の設立も進めている。

- 19) 追加資金が可能となるようにする誘い水の役割をおこなう資本。一般金融市場へのパイプをつなげられるまでに必要な資本を提供すると同時に、 そのようなパイプラインを設計及び支援する役割を果たす。
- 20) ソウル市50+財団とは、50+世代を問題ではなく、新たな機会と資源として捉え、退職後の新しい人生ビジョンを提供する財団である。2016年に設立され、ソウル市マッポ区にある。代表は、イ・ギョンヒ。
- 21) 市民が自発的に参加し、共に協力しながら生活 問題を社会連帯経済の考えから解決するアイデア 大会である。2012年に始まり、2017年現在166個 の市民議題が選定されている。
- 22) 市民が共同のメーカー(造成者)なって共に日 常の革新を開く社会革新フラットホームである。
- 23) 正式名称を青年社会革新プロジェクトと言い, 就業,障害者教育,共有住居など社会問題を青年 たちの革新的なアイデアで解決する共に青年雇用 も活性化するプロジェクト。
- 24) ソウル市が運営する社会連帯経済企業専用のオンラインショッピングモールである。

引用文献

- グァク・ジェフン、2013、『大航海時代の金融革命、21世紀に蘇る___オランダトリオドス銀行』イ・ジョンス/ユ・ビョンソン他8名『ボノボ銀行』ブキ. (곽제훈 (2013), "대항해시대의 금융혁명, 21세기에 되살아나다___네덜란드 트리오도스은행", 이종수・유병선 외, 보노보은행, 부키.)
- キム・ガプレ/パク・スヨン, 2013, 『イギリスの社会的投資市場育成政策の示唆点』資本市場研究院. (김갑래・박수연, 2013, 『영국의 사회적 투자시장 육성정책의 시사점』 자본시장연구원.)
- キム・ヨナ/チョン・テイン/イ・ギョンミ, 2016, 『ソウル市25カ所自治区社会連帯経済政策実態調査研究』カール・ポランニー社会経済研究所. (김연아・정태인・이경미, 2016, 『서울시 25개 자치구 사회적경제 정책 실태 조사 연구」』 칼폴라니 사회경제연구소.)
- キム・ジョンウォン/キム・ビョンイン,2013,『社会的フランチャイジングを通じた自活企業の規模

- 化戦略に関する研究』韓国地域自活センター協会 自活政策研究所. (김정원・김병인, 2013, 『사회적프랜차이징을 통한 자활기업의 규모화전략에 관한 연구』한국지역자활센터협회 자활정책연구소.)
- キム・チョンへ, 2015, 『民間委託制度の運営効率化 方案』韓国行政研究院. (김정해, 2015, 『민간위 탁 제도의 운영효율화 방안』한국행정연구원.)
- キム・ジン/イ・インジェ/イ・ジェウォン/ハン・チャンワン、2017、『社会サービス海外進出のための社会サービス R&D 企画研究』韓国社会サービス研究院. (김진・이인재・이재원・한창완、2017、『사회서비스 해외진출을 위한 사회서비스 R&D 기획연구』한국사회서비스연구워.)
- ラ・ジュンヨン、2014、「社会的資本市場と成長資本: 補助金連携型社会影響投資」『韓国協同組合研究』、 32(3). (라준영、2014、「사회적 자본시장과 성장 자본: 보조금 연계형 사회영향투자」『한국협동조 합연구』32(3).)
- ムン・チョルウ, 2011, 『社会的価値測定道具を活用 した社会的企業の資本投資活性化方案研究』韓国 社会的企業振興院. (문철우, 2011, 『사회적 가 치 측정 도구를 활용한 사회적기업의 자본투자 활성화 방안 연구』한국사회적기업진흥원.)
- ビョン・ジェグァン/キム・ミゴン/イ・インジェ/イ・ソクウォン/キム・ヨンセ/ホ・スチョン、2016、『未来世代社会経済政策研究』国会議員ソヒョンス報告書. (변재관・김미곤・이인재・이석원・김영세・허수정, 2016、『미래세대 사회경제정책연구』국회의원 서형수 보고서.)
- パク・チャンイム/パク・チョンヒョン/ジャン・ジョンイク、2014、『暖かい働き口創出のためのソーシャルファンディング活性化方案』韓国労働研究院. (박찬임・박종현・장종익, 2014、『따뜻한 일자리 창출을 위한 소셜펀드 활성화 방안』한국노동연구원.)
- ソウル市社会連帯経済支援センター, 2016, 『2011-2015ソウル市社会連帯経済活性化政策 5 年成果及び今後の課題』30-33. (서울시 사회적경제지원센터, 2016, 『2011-2015서울시 사회적경제 활성화 정책5년 성과 및 향후 과제』30-33.)
- イ・ヨンソク、2014、「社会的企業公共調達」『福祉動

- 向』, (185), 参与連帯社会福祉委員会. (이영석, 2014, 「사회적기업 공공조달」 『복지동향』, (185), 참여연대 사회복지위원회.)
- イ・インウ/チョ・ヒェギョン/チェ・ビョンチャン, 2015, 『キョンギド社会的金融基金導入運営方案 研究』京畿道タボク共同体支援センター. (이인 우・조혜경・최병찬, 2015, 『경기도 사회적금융 기금 도입 운영 방안 연구』 경기도 따복공동체지 원센터.)
- ジャン・ジョンイク, 2014, 「事業者協同組合の発展 可能性分析」『韓国協同組合研究』32(3):179-198. (장종익, 2014, 「사업자협동조합의 발전가능성 분석」『한국협동조합연구』32(3):179-198.)
- ジャン・ジョンイク, 2015, 「協同組合の類型化分析 ___科学記述分野の新設協同組合事例を中心に」 「韓国協同組合研究』33(2):79-98. (장종익, 2015, 「협동조합의 유형화 분석____과학기술분 야의 신설협동조합 사례를 중심으로」『한국협동 조합연구』33(2):79-98.)
- ジャン・ジョンイク, 2016, 「協同組合はなぜフランチャイズに注目するのか?」『生協評論』, (24), ICOOP協同組合研究所. (장종익, 2016, 「협동조합은 왜 프랜차이즈에 주목하는가?」『생협평론』, (24), 아이쿱협동조합연구소.)
- ジャン・ジョンイク/ホン・フン/ユ・ジョンシク/キム・テファン/パク・チョンヒョン,2017,『ソウル市社会連帯経済成果測定と政策評価』ソウル研究院.(장종익・홍훈・유정식・김태환・박종현,2017,『서울시 사회적경제 성과측정과정책 평가』서울연구원.)
- チョ・ヨンボク, 2013, 『複製を通じたインパクトの 拡張___社会的フランチャイジング』 Impact Business Review. (조영복, 2013, 『복제를 통한 임팩트의 확장___사회적 프랜차이징』 Impact Business Review.)
- Brinkerhoff, J. M., 2002. Government-nonprofit partnership: A defining framework, *Public Adminstration and Development*, 22, 19-30.
- DeHoog, R., & L. Salamon. 2002. Purchase-of-service contracting. in L. Salamon (ed.). *The Tools of Government*, 319-339, New York: Oxford University Press.

- Choi, Y., C. Cho, D. Wright & J. Brudney. 2005. Dimensions of contracting for service delivery by American states administrative agencies: exploring linkages between intergovernmental relations and intersectoral administration." *Public Performance and Management Review*, 29(1): 46-66.
- Choukroun, M., 2013, Le Commerce Associé: Entreprendre Autrement Pour Réussir, Dunod, Paris. (=2016, シンジェミン訳, ジャンジョンイク監修『フランス小商人のように協同組合せよ』 小商工人振興公団.)
- Choukroun, M., 2013, Le Commerce Associé: Entreprendre Autrement Pour Réussir, Dunod, Paris. (=2016, 신재민 역, 장종익 감수 『프랑스 소상인처럼 협동조합하라』 소상공인시장진흥공 단)
- Coston, J. M., 1998. A model and typology of government-NGO relationships, *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, 27(3), 358-382.
- Jang, J. 2017. The development of social economy in South Korea: Focusing on the role of the state and civil society, VOLUNTAS: International Journal of Nonprofit and Voluntary Organizations, forthcoming.
- Osborne, S. P. 2006. The new public governance? Public Management Review, 8: 377-387.
- Salamon, L. M. and S. Toepler. 2015. Governmentnonprofit cooperation: Anomaly or necessity? VOLUNTAS: International Journal of Nonprofit and Voluntary Organizations, 26: 2155-2177.
- Weisbrod, B. A., 1997. The future of the nonprofit sector: Its entwining with private enterprise and government. *Journal of Policy Analysis and Management*, 16(4): 541–555.

著者紹介

- 이인재 (李寅載) 韓神大学校, ヒューマンサービス学 部, 社会福祉学専攻)
- LEE In Jae, Professor, College of Human Service, Hanshin University
- 장종익 (張宗翼) (韓神大学校, 社会革新経営大学院,

経済学専攻)

JANG Jong Ick, Professor, Graduate School for Social Innovation Business , Hanshin University 박종현 (朴鍾賢) (慶南科学技術大学, 商経学部, 経済 学専攻)

PARK Jong Hyun, Professor, College of Commerce, Gyeongnam National University Of Science And Technology

김혜원 (金慧元) (韓国教員大学院, 教育政策専門課程,

経済学専攻)

KIM Hye Won., Professor, Graduate School of Education Policy and Administration, Korea National University of Education

翻訳 朴永均(立命館大学大学院社会学研究科) 監訳 山本耕平(立命館大学 産業社会学部)

本稿は、2018年度産業社会学部第2回共同研究会に おける報告に加筆したものである。